第十五条第一項中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　原子力規制庁長官

第二十三条第七号及び第二十七条第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表第二独立行政法人国立病院機構の項を削る。

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

**第九条**　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令

第一条中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二条中「、特定独立行政法人」を「、行政執行法人」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改め、同条第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第三号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第三条第一項第一号から第三号まで及び第二項、第四条、第六条第一号、第十一条第三号及び第七号、第十二条第三号、第十三条第一項から第三項まで及び第四項第三号、第十五条、第二十条、第二十一条第二項第三号、第二十二条第二項並びに第二十三条第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

**第十条**　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四　国立研究開発法人国立国際医療研究センター

（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正）

**第十一条**　採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

**第三節**　内閣府関係

（公認会計士法施行令の一部改正）

**第十二条**　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

（道路交通法施行令の一部改正）

**第十三条**　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に改める。

（地震防災対策特別措置法施行令の一部改正）

**第十四条**　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

**第十五条**　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五号を削る。

第十七条第四号を削る。

附則第三条後段を削り、同条の表独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日の項を削る。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令の一部改正）

**第十六条**　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第二条第二号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

（再就職等監視委員会令の一部改正）

**第十七条**　再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人を含む。）」に改める。

（官民の人材交流の範囲を定める政令の一部改正）

**第十八条**　官民の人材交流の範囲を定める政令（平成二十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四号中「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（消費者庁組織令の一部改正）

**第十九条**　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第八号を削る。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

**第二十条**　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

別表の二十四の項中「独立行政法人等の中期目標」の下に「（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第四項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。ハにおいて同じ。）」を加え、ロを削り、ハをロとし、同項ニ中「中期計画」の下に「（独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第四項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）」を加え、同項ニを同項ハとする。

（独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令の一部改正）

**第二十一条**　独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（平成二十六年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法施行令

第一条中「独立行政法人日本医療研究開発機構法（」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号。」に改める。

附則第二条の見出し、附則第四条の見出し及び同条第一項第六号中「独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

附則第五条の見出しを「（国立研究開発法人日本医療研究開発機構の成立の時において承継される国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利及び義務）」に改め、同条中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。